

# 福知山市販路開拓 支援事業補助金

福知山市外において開催される展示会や商談会等へ参加する事業者に対し、必要経費の一部を補助金として交付します。

## 対象者

対象者は、次の(1)(2)両方の要件を満たす事業者です。

- (1) 福知山市内に本社または主たる事業所がある、  
中小企業基本法第2条第5項に規定する小規模企業者
- (2) 市税の滞納がない事業者

※ 他の制度による補助金・助成金の交付を受ける場合は対象外となります。

## 対象事業

市内において製造，加工，開発された製品やサービス等を  
不特定多数の方にPRする市外開催の展示会，見本市，商談会

→ 対象経費につきましては裏面をご参照ください。

## 補助内容

対象経費の**2分の1**を  
補助金として交付します。  
(物販を伴う場合は**4分の1**とします)

1事業者につき、  
**通算5回**までの交付となります。

交付限度額は出展場所により異なります。年度内において申請時に最も高い額とします。

関西圏内(福井県含む)  
上限**10万円**

関西圏外  
上限**15万円**

海外  
上限**20万円**

経費区分	助成対象経費
会場借上費	出展料, 会場使用料
内装飾費	会場等の装飾に係る設営撤去, 光熱水費及びその使用にかかる設備工事等 (※新型コロナ対策用品借用料を対象に含む)
広告宣伝費	パンフレット・カタログ・ポスター・名刺・案内状・販促品・広告等
委託費 (展示物等)	展示物等制作業務の外部委託経費
梱包運搬費	製品, 資材等の梱包または運搬経費
旅費	公共交通機関利用運賃, 有料道路通行料, レンタカー代 (※PCR検査費用など、参加にあたり事前に必要な諸経費を対象に含む)
人件費	説明員・販売員経費 (出展に伴い臨時に雇い入れる場合の経費)
謝礼	専門家による指導または相談等を受けた場合の謝礼等
通訳・翻訳料	展示会等での通訳に係る経費, 資料等の翻訳にかかる経費
委託費 (調査費等)	販路開拓に関する調査経費
宿泊費	泊数に関わらず上限一人1万円
参加費	参加費用

## 申請手続き

展示会等開催日の7日前までに、申請書と下記①～③の書類を福知山市役所産業観光課へ提出してください。

- ① 開催される展示会等の概要や場所がわかるもの (パンフレット・HPのコピー等)
- ② 対象経費の分かるもの (見積書・料金表のコピー等)
- ③ 納税証明書 (市役所2階の税務課で取得《有料》できます。)

※ 事業終了後、実績報告書の提出も必要となります。

## お問合せ先

福知山市役所 産業部 産業課 産業振興係 (市役所4階)

〒620-8501 福知山市字内記13番地の1 Tel. 0773-24-7075 Fax. 0773-23-6537